

次期「茨城県消費者基本計画」(第4次)について

1 茨城県消費者基本計画について

(1) 計画の位置づけ(策定根拠)

茨城県消費生活条例に基づき、知事が本県の消費者政策の推進に関する基本的な計画を定めるもの(H20.3第1次計画策定)。また、同計画の一部(「消費者教育の充実強化」)については、本県の消費者教育推進計画としても位置付けている(H26.3月～)。

◆茨城県消費生活条例【抜粋】

第5条 知事は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画を策定するものとする。

◆消費者教育の推進に関する法律(消費者教育推進法)【抜粋】

第10条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 第3次計画(現行計画)の概要

● 計画期間: H28年度～R2年度[5年間]

5つの基本方針に基づき関連項目(18項目)を設定し、消費者施策(106施策)を展開

<基本方針>

- 1 安全・安心な消費生活の確保
- 2 消費者被害の未然防止・救済
- 3 消費者の自立の支援(※「消費者教育の充実強化」を含む)
- 4 多様化・複雑化する消費者問題への対応
- 5 環境に配慮した消費生活の推進

2 県総合計画における消費者行政の位置づけ

上位計画である県総合計画においては、基本計画の4つのチャレンジのうち、「Ⅱ 新しい安全安心」の中で、以下のとおり、消費者行政について位置付けている。

「政策9 安心して暮らせる社会」－「施策(4) 消費生活と食の安全確保」

- ①消費者被害を未然に防止するため、最新の消費者被害情報等を収集・提供するとともに、若者や高齢者など各世代に対応した消費者教育を推進するほか、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を実施します。
- ②消費者被害の拡大を防止するため、県及び市町村の消費生活センター等において県民が身近に相談できる体制の充実や消費生活相談員の資質の向上を図るとともに、法令に違反した取引や表示を行った事業者に対する指導や取締りを行います。

3 次期計画策定の対応

(1) 策定の方針

- ・次期計画の策定にあたっては、上位計画、関連する個別計画等との整合性を図る必要がある。
- ・消費者基本計画については、県総合計画の部門別計画としての性格も持ち、施策の方向性は県総合計画と同じであることから、県総合計画の消費者行政に関する部分を、「消費者基本計画（第4次）」として位置付ける（県総合計画の一部に代える）。併せて、その一部を本県の「消費者教育推進計画」として位置づける。
- ・なお、現行計画（第3次）は県総合計画と計画期間が異なるため、R3年度は現行計画（第3次）を1年延長することとする。

(2) 策定の手順

- ・消費者基本計画を県総合計画の一部に代えることにより、現行計画に記載のあった詳細施策の記載がなくなることから、これを補完するため、消費者行政に直接関連する施策に特化した上で、施策の取組内容等を任意に設け、進行管理を行うこととする。
⇒ 具体的な取組内容等については、R3年度に審議会からの意見を伺う等しながら検討していく。
- ・現行の消費者基本計画に記載のある「その他関連の施策」については、県総合計画及び各部署の個別計画等との連携を図ることで施策の推進を図ることとする。

<計画期間等>

計画名	H28年度～R2年度	R3年度	R4年度～
県総合計画	←—————→ 【現行県総合計画 H30～R3】		←—————→ 【次期県総合計画 (R4～)】
県消費者基本計画	←—————→ 【第3次計画 (H28～R3)】		←—————→ 【第4次計画】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※県総合計画の一部を県消費者基本計画に位置付ける</div>

※第4次計画以降については、別途施策の取組内容等を取りまとめ、進行管理を行う。

(参考) 次期計画のイメージ

< 現 行 計 画 >

◆茨城県消費者基本計画（第3次）

※下線部分は消費者教育推進計画としても位置付け

基本方針1 安全・安心な消費生活の確保

- (1) 商品・サービスの安全性の確保★
- (2) 食品等の安全性の確保
- (3) 規格・表示・計量の適正化★
- (4) 事業者指導の実施★

基本方針2 消費者被害の未然防止・救済

- (1) 消費者被害の未然防止★
- (2) 消費生活相談体制の充実★
- (3) 消費生活相談員等の育成★
- (4) 消費者問題の早期解決★

基本方針3 消費者の自立支援

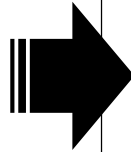
- (1) 消費者ニーズの把握★
- (2) 消費者への情報発信★
- (3) 消費者教育の充実強化★**
- (4) 多重債務問題への対応★

基本方針4 多様化・複雑化する消費者問題への対応

- (1) 消費者の特性に応じた被害防止・救済のための支援★
- (2) 高度情報通信社会への対応★

基本方針5 環境に配慮した消費生活の推進

- (1) 地球温暖化防止活動の推進
- (2) 循環型社会の形成
- (3) 水環境にやさしいライフスタイルの推進
- (4) 環境学習の推進



< 次 期 計 画 >

◆茨城県消費者基本計画（第4次）

[県総合計画の一部を消費者基本計画に位置付け]

※下線部分は消費者教育推進計画として位置付け

県総合計画（現行計画ベースで想定）

－Ⅱ 新しい安全安心

－政策9 安心して暮らせる社会

－施策（4）消費生活と食の安全確保

①消費者被害を未然に防止するため、最新の消費者被害情報等を収集・提供するとともに、**若者や高齢者など各世代に対応した消費者教育を推進する**ほか、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を実施します。

②消費者被害の拡大を防止するため、県及び市町村の消費生活センター等において県民が身近に相談できる体制の充実や消費生活相談員の資質の向上を図るとともに、法令に違反した取引や表示を行った事業者に対する指導や取締りを行います。

◇施策の推進（進行管理）

・主に消費者行政に直接関連する項目（左記★印を付した生活文化課・消費生活センター所管の施策）を対象に、施策の取組内容等を設定し、具体の施策の推進を図る。

※期間は、消費者基本計画と合わせる。

◇県総合計画（関連施策）及び他部局の計画との連携

・現行で位置づけを行っていた関連施策（★印以外）については、県総合計画（関連施策）及び他部局の計画との連携により推進を図ることとする。